

〔博物館法の一部改正〕

第七條 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。
第十九条中「教育委員会」の下に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長、第二十一条において同じ。」を加える。

第八条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む）。

第三十二条ただし書中「第二十三条第一項」を「特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項」に、「事務」を「もの」に改める。

第三十三条第一項中「限度」を「限り」に、「取扱その他の学校その他の教育機関」を「取扱いその他」に改め、同条第二項中「定を」を「定めを」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

第四章 厚生労働省関係

（児童福祉法の一部改正）

第九条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の八の二第二項中「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については」を削る。

（介護保険法の一部改正）

第十条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三十二第二項第一号及び第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「次号」を「第五号」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む）が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に所在するもの 中核市の長
第百十五條の三十二第三項中「一の長」の下に、「中核市の長」を加える。

第百九十七條第三項中「地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（第二百三条の二において「中核市」という。）を「中核市」に改める。

第五章 経済産業省関係

（火災類取締法の一部改正）

第十一条 火災類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第一項第三号中「者」の下に「若しくは同法第十四条の規定により当該都道府県等を同法第九條第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同法第八項に規定する従事者証の交付を受けた者」を加え、同条第二項中

「譲受」を「譲受け」に、「その他」を、「その他」に、「虞」を「おそれ」に改め、同条第三項中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に、「呈示した」を「提示した」に改め、同条第六項中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第七項中「書換」を「書換え」に改め、同条第八項中「具して」を「付して」に改める。

第五十条の二第二項中「もつぱら」と、「専ら」に、「」に關しては「を」に「ついで」に、「中」経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるもの」を一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第十七條第一項各号列記以外の部分、同項第三号、第四項、第七項及び第八項、第二十四条第四項並びに第二十五条第一項及び第四項	経済産業省令	内閣府令
第十七條第一項各号列記以外の部分、第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第二十四条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項から第三項まで	都道府県知事	都道府県公安委員会

第五十条の二第二項中「行ない」を「行い」に、「許可」を「当該許可」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六章 国土交通省関係

（建設業法の一部改正）

第十二条 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

日次中「第四十四条の五」を「第四十四条の三」に改める。

（建築士法の一部改正）

第十三条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「二年」の下に「都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条（別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）の項の改正規定に限る。）及び第八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第十一条の規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第二条、第四条、第九条及び第十二条の規定並びに附則第五条及び第六条（第一号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成三十二年四月一日

四 第十条の規定及び次条の規定 平成三十三年四月一日

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前に第十条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）の規定によりされた命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又は同号の規定による規定の施行の際現に旧介護保険法（以下この項において「命令等の行為」という。）又は同号の規定による規定の施行の際現に旧介護保険法（以下この項において「命令等の行為」という。）の規定によりされたこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第四号施行日以後における第十条の規定による改正後の介護保険法（以下この条において「新介護保険法」という。）の適用については、新介護保険法の相当規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為とみなす。